

学童保育のあり方等に関する基本方針

令和4年2月

高槻市 子ども未来部

目次

1	はじめに	
1-1	基本方針策定の趣旨	・・・P 1
1-2	基本方針の位置づけ	・・・P 1
2	本市の学童保育の現状と課題	
2-1	待機児童対策の現状と課題	・・・P 2
2-2	高学年対応の現状と課題	・・・P 2
2-3	保育料の現状と課題	・・・P 3
2-4	保育環境の現状と課題	・・・P 3
2-5	放課後の子どもの居場所の現状と課題	・・・P 4
3	子ども・子育て会議への諮問と答申	・・・P 5
4	基本方針	
4-1	民間学童保育室の設置促進	・・・P 6
4-2	公立学童保育室における取組の推進	・・・P 6
4-3	受益者負担の適正化	・・・P 7
4-4	放課後の子ども居場所づくりと情報の集約	・・・P 7
5	むすび	・・・P 8

1 はじめに

1-1 基本方針策定の趣旨

学童保育事業（放課後児童健全育成事業）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了後などに施設を利用して適切な遊びと生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

本市における学童保育は、原則小学校3年生までの児童を対象として、小学校の余裕教室や学校敷地内のプレハブ施設などで公立の学童保育室を運営してきました。学童保育の需要が増加していくなかで、一部の公立学童保育室では待機児童が発生する状況となったため、定員を超えての入室を可能とする臨時定員の設定や、保育室の増室（複室化）により、受入枠の拡大に努めてきましたが、児童数が増加しているなどの一部の小学校では余裕教室等の確保が難しいことから、平成28年度からは、学校敷地外で運営される民間学童保育室の設置に取り組んできました。

しかしながら、学童保育の需要は年々増加傾向にあり、待機児童の解消に向けた対策が課題となっています。

また、平成27年4月に施行された改正児童福祉法では、学童保育の対象が「小学校に就学しているおおむね10歳未満」から「小学校に就学している児童」に改められました。本市では学童保育の対象を原則小学校3年生までの児童を対象としていますが、小学校4年生以上の高学年児童の受入を検討する必要があります。

さらには、子どもたちを取り巻く社会環境が変化するなかで、学童保育を含めて、子どもたちが放課後を安全・安心に過ごすことができる居場所づくりとはどうあるべきかについて考えていく必要もでてきています。

そこで、令和3年6月に本市の附属機関である高槻市子ども・子育て会議に、本市の学童保育のあり方等について諮問し、令和3年11月に答申を受けました。この答申の趣旨を踏まえ、本市の学童保育のあり方等に関する基本方針を策定するものです。

1-2 基本方針の位置付け

この基本方針は、本市の学童保育と放課後の子どもの居場所づくりに関する施策の方向性を示すものとして策定し、今後、この方針に沿って施策を展開していきます。

2 本市の学童保育室の現状と課題

2-1 待機児童対策の現状と課題

本市の公立学童保育室は、小学校の校舎内の余裕教室や敷地内のプレハブ施設を使って運営しており、令和3年度は40校に65室（臨時室※1 5室を含む）を設置しています。近年、市全体としての児童数は減少しているものの、学童保育へのニーズは増加傾向にあり、保育室定員45名のところ待機児童対策として、臨時定員を設定して最大60名まで受入を行うなど受入枠を拡大していますが、児童数が増加している小学校にある保育室では待機児童が発生しています。また、現在は小学校の35人学級の実施や支援学級数の増加などにより余裕教室等の確保が困難で、保育室の新たな増室は難しい状況です。

そのため、本市では「高槻市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、一部の公立学童保育室で発生している待機児童の受け皿の確保策として、民間学童保育室の設置促進に取り組んでいます。

この計画のもとで、令和3年4月現在、民間学童保育室は14室設置されていますが、依然として待機児童の解消ができていないため、今後の対策が課題となっています。

※1 一定数の待機児童が発生しており、児童を受け入れる専用スペースの確保や学童保育指導員の配置などの条件が整う小学校において、年度内を限度として臨時的に設置する学童保育室。

2-2 高学年対応の現状と課題

平成27年4月に改正児童福祉法が施行され、放課後児童健全育成事業（学童保育）の対象年齢が「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している児童」に改正されました。本市では、学童保育の対象を原則小学校1年生から3年生の児童（ひとり親世帯等の障がい児に限り6年生まで）としておりますが、大阪府内の多くの自治体では小学校6年生までを対象としています。

本市においても、学童保育における高学年児童（4年生から6年生）への対応を検討していく必要がありますが、公立学童保育室では低学年児童（1年生から3年生）の受入において、定員45名を超えて児童が入室している学童保育室が多数あり、中には最大60名まで受入を行っても待機児童が発生している保育室もあります。

そのため、本市において高学年児童への対応を検討するにあたっては、低学年児童の入室状況なども鑑み、対応を検討していく必要があります。

2-3 保育料の現状と課題

本市の公立学童保育室の開室時間は下表のとおりとなっており、授業のある平日は放課後から、土曜日及び長期休業期間は午前中から利用することができます。

学童保育料は、児童が年度を通して利用することを前提として、毎月一律の金額としておりますが、市内転入等により年度途中で入室する児童や学童保育が不要となり年度途中で退室する児童も一定数います。

このような状況のなかで、現在は、学童保育の利用が小学校の授業がある放課後からの利用が主となる月と、長期休業期間中で午前中からの利用が主となる月の保育料を同額としていますが、利用者の公平性の観点から、適正な保育料を検討する必要があります。

<学童保育室開室時間>

通 常 時	平 日	13：30～18：00（延長保育 19：00）
	土曜日	8：30～17：00（延長保育なし）
長期休業期間時	平 日	8：30～18：00（延長保育 19：00）
	土曜日	8：30～17：00（延長保育なし）

2-4 保育環境の現状と課題

本市の公立学童保育室は、小学校の余裕教室と敷地内に建設したプレハブ施設、旧公立幼稚園舎を活用しています。これらのうちで、プレハブ施設については、築年数が40年程度となる施設が複数あり、今後の老朽化への対応が課題となっています。

また、現在の公立学童保育室の定員は45名としておりますが、国が定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、1室あたりの児童数は「おおむね40人以下」とされています。本市では、待機児童の解消を目的として、定員を超えての入室を可能とする臨時定員を設けて、最大60名までの受入を行っていますが、国の基準に鑑み、現在の定員設定を見直す必要があります。

2-5 放課後の子どもの居場所の現状と課題

近年、子ども達を取り巻く社会環境が変化するなかで、子ども達の放課後の居場所づくりとなる施策が様々に展開されています。小学校敷地内にある子どもの居場所としては、公立学童保育室や放課後子ども教室、校庭開放などがあります。また、小学校敷地外には青少年交流センター、公園などの公共施設のほか、民間学童保育室や子ども食堂など、民間事業者が運営している居場所があります。これからも子ども達が放課後を安全・安心に過ごすことができ、遊びや活動を通して健全な育成を図ることができる居場所づくりはどうあるべきか、考えていく必要があります。

3 子ども子育て会議への諮問と答申（令和3年6月諮問、同年11月答申）

学童保育のあり方等の検討を行うにあたり、市の附属機関である、高槻市子ども・子育て会議に、以下のとおり、2項目5点について諮問を行い、答申を受けました。

諮問 学童保育のあり方について：①待機児童対策について

答申 増加する需要に対しては、引き続き、民間学童保育室の設置促進により対応することが望ましい。また、民間学童保育室には、多様な保育やサービス提供も期待できることから、中学校区単位での設置を視野に、民間学童保育室の設置に取り組むことが望ましい。

諮問 学童保育のあり方について：②高学年対応について

答申 保護者のニーズは一定あり、高学年対応は必要で、高学年児童の受入に対応するため、民間学童保育室を活用することが望ましい。

諮問 学童保育のあり方について：③保育料について

答申 毎月一律の設定がされている公立学童保育室の保育料について、利用者の公平性の観点を検討し、適切な保育料とすることが望ましい。

諮問 学童保育のあり方について：④保育環境の向上・充実について

答申 公立学童のプレハブ施設については、長寿命化を図りながら、将来の児童数の減少による余裕教室等の活用を検討することが望ましい。
また、公立学童保育室の定員については、1室あたり40名とすることが望ましい。

諮問 放課後の子どもの居場所づくりについて

答申 学校敷地内に展開されている放課後の居場所については、引き続き、関係部署が連携し、居場所の充実に努められたい。また、学校敷地外に展開されている居場所についても、事業者等に適切な支援や情報提供を行い、子どもの居場所の確保に努められたい。

4 基本方針

高槻市子ども・子育て会議の答申の趣旨を踏まえ、今後の本市の学童保育のあり方等について、次の４つを基本的な方針として考えていきます。

4－１ 民間学童保育室の設置促進

本市では、一部の公立学童保育室で待機児童が発生していることや、小学校における余裕教室等の確保が難しいことなどから、民間学童保育室を活用した待機児童対策に取り組んでおり、令和３年４月現在で、１４室の民間学童保育室が設置されています。これらの民間学童保育室では、公立学童保育室にない様々な保育プログラムやサービスも提供されていることから、民間学童保育室の利用を希望する保護者も増え始めており、待機児童の解消に一定の効果をあげています。

このような状況のなか、公立学童保育室が高学年児童の受入を担うことは難しいのが現状です。そのため、本市では、民間学童保育室の活用により、待機児童対策及び高学年児童の受入を進めていくこととし、さらなる設置促進に向けて、各中学校区に１か所以上の民間学童保育室の設置を目指し、事業者への補助制度の充実に取り組みます。

4－２ 公立学童保育室における取組の推進

高学年児童の受入については、基本的に民間学童保育室の活用により対応することとしますが、現在、公立学童保育室にて受入を行っている高学年の障がい児については、入室要件の緩和を検討します。

また、公立学童保育室の老朽化対策として、小学校敷地内に設置しているプレハブ施設については、適切な点検や営繕により長寿命化を図り、安全な保育環境の維持に努めるとともに、児童数の減少により見込まれる余裕教室など小学校校舎内の施設の有効活用を検討していきます。なお、１室あたりの定員については、国の基準である１室４０名に見直しを行います。

4－3 受益者負担の適正化

本市の公立学童保育室の保育料は毎月一律の金額が設定されていますが、通常時と長期休業期間時で児童の利用できる時間が大きく異なることから、利用者の公平性の観点を考慮した保育料の額に見直すこととします。

また、保育料について、公立学童保育室では低所得者への減免制度を設けています。公立学童保育室については、引き続き、減免制度を維持するとともに、今後、待機児童対策に加えて、高学年児童の受入にも民間学童保育室を活用していくことから、民間学童保育室を利用する低所得者への支援制度を検討していきます。

4－4 放課後の子どもの居場所づくりと情報の集約

放課後の子どもの居場所については、現在、公・民で様々な事業が展開されています。これらの事業を今後も充実させていくため、本市として、引き続き関係部署のさらなる連携を図るとともに、民間事業者への適切な支援と情報提供に努めます。

また、児童や保護者に対し、これらの事業の利用促進を図るため、放課後の子ども居場所に関する情報を集約し、周知啓発を行っていきます。

5 むすび

高槻市子ども・子育て会議では、市からの諮問事項について、大変活発なご議論をいただき、答申としてまとめていただきました。また、審議の過程においては、各委員の様々な視点から貴重なご意見もいただきました。

市では、いただきました答申やご意見を踏まえまして、これからの学童保育のあり方等についての基本方針を定めました。今後は、この基本方針に基づいて、学童保育のあり方や放課後の子どもの居場所づくりについての取組を進め、子ども達の健全な育成に努めていきます。